

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和4年(ク)第1086号
決定日	令和4年11月28日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	安 浪 亮 介 山 口 厚 深 山 卓 也 岡 正 晶 堺 徹
当事者等	抗告人 高野邦夫
原裁判の表示	広島高等裁判所令和4年(ラ)第151号(令和4年8月31日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和4年11月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 船 山 佳 宏 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 船 山 佳 宏

